

療育支援センター電気自動車賃貸借仕様書

1 対象車両の車種、台数等

車名	型式	年式	台数	条件
日産リーフ e + X 5 ド アハッチバ ック	Z A A - Z E 1	2020 年式	1 台	・ドライブレコーダー一式が装備されていること ・走行距離が 30,000 k m 以下であること ・無事故車両であること ・引き渡し前に点検整備を行うこと

2 貸借期間

令和 7 年（2025 年） 1 0 月 1 日から令和 9 年（2027 年） 9 月 3 0 日（ 2 4 ケ月）まで

3 月間走行距離

予定距離 1,000 k m / 月

4 メンテナンスの内容

契約点検・法定点検

油脂類の補充・交換・消耗部品の交換・バッテリー交換

タイヤ交換（タイヤは夏季のみで、冬季用のタイヤの交換はしない）

5 リース料の支払方法

完了払（毎翌月払い）

6 リース料に含まれるもの

- （1）自動車税（契約期間の全額）
- （2）自動車重量税（契約期間の全額）
- （3）自動車損害賠償責任保険（契約期間の全額）
- （4）登録に関する費用
- （5）法定点検及び定期点検
- （6）メンテナンス費用
- （7）装備費用及び充電設備費用

7 その他

- ・リース会社の窓口、担当者、連絡網等を明確にすること。
- ・事故・故障等、使用に支障が生じるような場合は、万全な体制で迅速に対応すること。
- ・車種、登録番号、リース期間、走行距離等の車両に関する情報を整備し、当県の必要に応じて提供すること。
- ・当該年度の点検、整備計画書を作成し、速やかに提出すること。
- ・当県の車両運行管理業務全般に関し、支援を行うこと。
- ・契約点検、法定点検時は、佐賀県療育支援センターまで車両を引取に来ること。
- ・リース満了時に残価精算は行わないこと。
- ・リコール等が車両に発生した場合は、当該車両が十分に機能し安全運転が得切れる状態となるよう、必要に応じて自動車メーカーと共同で支援すること。
- ・この仕様に定めのない事項で疑義が生じた場合、佐賀県療育支援センターと協議して決定すること。